

令和元年度 第2回 諏訪区地域協議会  
次 第

日時：令和元年5月29日（水）午後6時30分から  
会場：諏訪地区公民館 集会室

**延 3時間25分**

1 開 会

**【5分】**

2 議 題

(1) 地域活動支援事業について

①ヒアリング

**【110分】**

②採点

**【10分】**

— 休憩 —

**【15分】**

③審査・採択

**【60分】**

3 その他

(1) 次回開催日の確認

**【5分】**

4 閉 会

上越市地域活動支援事業 **ヒアリング日程表**

**【諏訪区】**

(委員・提案者 共通)

開催日時：令和元年5月29日（水）18:30～  
会場：諏訪地区公民館 集会室

**集合時間** ●協議会委員は、18:30  
●事業提案者は、各ヒアリング時間の10分前

事業番号	事業名	団体名	ヒアリング時間
諏-1	諏訪唱歌ナツメロ教室事業	歌声クラブひまわり	18:45 ～ 18:55
諏-2	くびき野諏訪スポーツクラブ活動事業	くびき野諏訪スポーツクラブ	18:56 ～ 19:06
諏-3	諏訪の里づくり活動事業	諏訪の里づくり協議会	19:07 ～ 19:17
諏-4	すわっ子わくわく事業	すわっ子クラブ	19:18 ～ 19:28
諏-5	芳澤謙吉翁顕彰事業	芳澤謙吉翁顕彰会	19:29 ～ 19:39
諏-6	移住促進諏訪の会活動事業	移住促進諏訪の会	19:40 ～ 19:50
諏-7	未楽来すわ活動事業	”明日の上越・諏訪を創る会”未楽来すわ	19:51 ～ 20:01
諏-8	くびき野諏訪ホームページ運営委員会事業	くびき野諏訪ホームページ運営委員会	20:02 ～ 20:12
諏-9	諏訪区防災士会事業	諏訪区防災士会	20:13 ～ 20:23

(以下参考)

提案者	委員	事務局	時間
随時解散 または 傍聴	採点+提出（10分）	回収+PC集計（25分）	20:24 ～ 20:34
	随時休憩（15分）		20:35 ～ 20:50
	審査・採択（60分）	採点結果一覧表の投影	20:50 ～ 21:50

※ヒアリングの時間には入れ替えの時間を含みます。

※上記時間は前後する場合があります。スムーズな進行にご協力をお願いします。

令和元年度の地域活動支援事業の採択方針等について（確認用）

項目	内容
採 択 方 針	<p><b>優先して採択する事業</b></p> <p>諏訪区では、豊かな自然環境を活かした新たなまちづくりへの取組とともに、これまで地域で行われてきた取組の継続・拡充等も大切であるため、それぞれの事業を広く募集するとともに、諏訪区のコミュニティを維持していくための事業も募集する。</p> <p>なお、事業の採択に当たっては、地域住民が自主的・主体的に取り組むことにより、後の地域の活力向上に資するよう、次の項目に該当する事業を優先的に採択する。</p> <p>○地域振興に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興事業</li> <li>・交通安全・防火防犯事業</li> <li>・教育文化事業</li> <li>・健康・福祉事業</li> <li>・住民福祉向上やコミュニティ基盤強化に関する事業</li> </ul> <p>○諏訪区内への移住(転入)を促進する事業</p> <p><b>その他の事業</b></p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮して採択する。</p>
補 助 率	10/10以内（審査・採択の過程で減額等の対応は可能）
補助金の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上限：なし（諏訪区の採択可能額が上限となる）</li> <li>・ 下限：5万円（5万円未満の事業は対象外）</li> </ul>
ヒアリング (疑問点の解消方法)	提案のあった事業のうち、全ての事業を対象にヒアリングを実施する。
基本審査判定	地域活動支援事業の目的に適合するかを判定し、審査する委員の3/4以上（9名以上）が“不適合”と判定した事業は不採択とする。なお、基本審査に“不適合”と判定した場合は、採択方針への適合判定及び共通審査基準5項目の採点は行わない。
採択方針への 適合判定	諏訪区の採択方針に沿う事業内容であるかを判定し、審査する委員の3/4以上（9名以上）が“不適合”と判定した事業は「評価の低い事業」として共通審査基準の平均点に係らず下位に位置付ける。なお、採択方針に“不適合”と判定した場合も、共通審査基準5項目の採点は行う。
共通審査基準の 項目と配点	公益性：5点、必要性：5点、実現性：5点、参加性：5点、発展性：5点（25点満点） 1つでも平均点が2点未満の項目があった場合は、「評価の低い事業」とする。
順位付けの方法	基本審査及び採択方針に適合との評価が多く、かつ共通審査基準の平均点が高い順に順位付けを行う。なお、「評価の低い事業」の順位付けは、協議会で決定し採否を協議する。
審査の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の場合、審査を自粛する</li> <li>① 地域協議会委員が提案団体の長を務める場合</li> <li>② 「移住促進諏訪の会」が提案する事業について、地域協議会委員がその役員である場合</li> </ul>